

大和町の職員等からの通報等への対応手続に関する要綱

令和 7 年 3 月 1 日
大和町告示第 3 0 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（令和 4 年 6 月 1 日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえて、本町及び本町職員の法令違反行為等に関する職員等からの通報及び相談（以下「通報等」という。）を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）の保護を図るとともに、本町の法令遵守等を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 法令違反行為等 職員等による法令違反、条例違反その他の不正な行為をいう（当該法令違反行為等が生じるおそれがある場合を含む。）。
- (2) 職員等 次に掲げる職員をいう。
 - ア 本町職員（特別職、会計年度任用職員等を含む。以下「職員」という。）
 - イ 本町と契約関係にある事業者及びその役職員
 - ウ 当該通報の日前 1 年以内にア又はイに規定する者であった者
- (3) 通報・相談窓口 法令違反等に関し職員等からの通報等を受ける窓口をいう。
- (4) 受付 通報・相談窓口に対してなされた通報等を受けることをいう。
- (5) 受理 通報・相談窓口に対してなされた通報等について、調査又は法令に基づく措置その他適当な措置を行う必要性があるものとして受け付けることをいう。
- (6) 被通報者 その者が法令違反行為等を行った又は行っている若しくは行おうとしていると通報された者をいう。
- (7) 任命権者等 職員の任命権者、任命権の委任を受けた者その他職員又は被通報者を監督する立場にある者をいう。

(総括通報等責任者)

第 3 条 職員等から通報・相談窓口に対してなされる通報等への対応に関する事務

を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、副町長をもって充てる。

2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程類の整備、研修の実施、通報に関する調査の進捗等の管理、通報等を理由とする不利益な取扱いの防止その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。

3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務を総務課職員に行わせることができるものとする。

(通報・相談窓口の設置及び従事者の指定)

第4条 町は、本町の内部において本町及び本町職員による法令違反行為等に関してなされる通報等を取り扱うため、総務課に通報・相談窓口を設置し、通報等の受付に対応する従事者を定め、総括通報等責任者がこれを総括する。

2 通報・相談窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 職員等による法令違反行為等に関してなされる通報等の受付に関すること。
- (2) 通報・相談窓口の通報等への対応についての意見又は苦情の受付に関すること。
- (3) 通報者等との連絡調整に関すること。

3 町長は、第1項の規定により従事者を定めたときは、その旨を書面等により当該従事者となるものに通知するものとする。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第5条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いたのちも同様とする。

2 通報等への対応に関与する職員は、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、調査、是正措置及び通報者等への結果通知をいう。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
- (2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査等が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等をいう。以下「通報者等情報」という。）については、被通報者及びその関係者に対して開示しないこと（通報等の対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。
- (3) 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示す

る場合には、通報者等の書面(電子メールを含む。)による明示の同意を得ること。

- (4) 前号に規定する同意を得る際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

- 3 内部通報先における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前2項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等に従うものとする。

(利益相反関係の排除)

第6条 通報等への対応に関与する職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、通報等への対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により不利益を受ける者
- (2) 通報者等又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 通報等に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者

- 2 通報等への対応に関与する職員は、通報等への対応の各段階において、前項各号に該当しないことを確認し、そのいずれかに該当する場合は、総括通報等責任者に報告するものとする。

- 3 前項の通知を受けた総括通報等責任者は、前項の規定により報告された者を当該通報等に関与させてはならない。

- 4 総括通報等責任者は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないかを確認するものとする。

(受付の範囲及び取扱い)

第7条 通報・相談窓口は、職員等からの次の各号に掲げる事実についての通報等を受け付けるものとする。ただし、第1号から第3号までに掲げる事実については本町の法令遵守等の確保及び適正な業務遂行のために必要と認められるものに限る。

- (1) 法令に違反する行為に関する事実
- (2) 本町に適用される条例、規則その他の規程に違反する行為に関する事実
- (3) 本町の法令遵守等の確保及び適正な業務遂行に資する事実

- 2 通報・相談窓口は、職員等から通報等があったときは、法及び地方公共団体向けガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、正当な理由なく通報等の受付又は通報の受理を拒んではならない。

3 通報・相談窓口は、匿名による通報等についても、可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努める。

(受付手続)

第8条 通報・相談窓口は、通報等があったときは、通報等受付票（別記様式）に従い、通報等への対応に関する秘密保持（個人情報以外の通報者等を特定させる事項の保秘を含む。以下同じ。）及び個人情報の保護に留意しつつ、通報等への対応に必要な事項を通報者等に確認し、通報要件の確認を行い受け付ける。ただし、通報者等情報を確認することについて、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 通報・相談窓口は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者等に説明するものとする。ただし、通報者等が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（以下、次項、次条第2項、第10条第3項、第13条第4項及び第15条第2項の規定による通知においても、同様とする。）。

(1) 通報等に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報は保護されること。

(3) 通報等受付後の手続に関すること。

3 前2項において、書面（電子メールを含む。）等、通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、速やかに通報者等に対し通報等を受領した旨を通知するよう努めるものとする。

4 通報者等からの通報等を受け付ける際には、勤務時間外に個室や庁舎外で面談する等の措置を適切に講じ、通報等の秘密を守るものとする。

(受理手続)

第9条 通報・相談窓口は、通報者から通報を受け付けた後は、法及びガイドラインの趣旨を踏まえて当該通報等に関して調査又は是正措置を行う必要性について十分に検討するものとする。

2 通報・相談窓口は、調査等の内容について総括通報等責任者と協議し、通報等を受理すると判断したときはその旨を、受理しないと判断したとき（情報提供として受け付けることを含む。）はその旨及びその理由を、通報者等に通知するものとする。

- 3 通報・相談窓口は、当該通報を受理するときは、当該通報等への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第10条 通報・相談窓口は、当該通報等に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護するため、通報者等が被通報者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

- 2 総括通報等責任者及び通報・相談窓口は、調査の方法、内容等の適正を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理するものとする。

- 3 通報・相談窓口は、適正な業務執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者等に対し、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するものとする。

(調査の方法)

第11条 通報等の事実の調査に当たっては、通報・相談窓口は、通報者等から面談、電話、電子メール等を通じて聴取を行い、通報事実の内容に誤りがないか確認するよう努めるものとする。

- 2 通報等に関して調査又は是正措置を行う必要性がないとして調査を終了する場合には、通報等を受領したこと又は調査を実施したことについて、被通報者の任命権者等に知らせないものとする。ただし、調査の実施の過程で、既に任命権者等へ聴取を行っている場合を除く。

- 3 調査の端緒が通報等であることを他の職員に認識させないよう、事案の性質に応じて適切な措置をとるものとする。

(協力義務等)

第12条 通報・相談窓口から調査の協力を求められた職員等は、調査に誠実に協力し、調査を妨害する行為をしてはならない。

(調査結果に基づく措置)

第13条 総括通報等責任者は、調査の結果、法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに被通報者の任命権者等に調査結果を報告する又は是正権限を有する部署に対し是正措置及び再発防止策をとるよう要求するなどの措置をとらなければならない。

- 2 前項の是正措置及び再発防止策の要求を受けた部署は、速やかに是正措置及び再発防止策をとるものとする。
- 3 前項の措置をとった場合には、措置を行った者はその内容を速やかに総括通報等責任者に報告するものとする。
- 4 総括通報等責任者は、第2項の措置がとられた場合には、その内容を本町における適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。
- 5 総括通報等責任者は、是正措置又は再発防止策をとった後、法令違反行為等が再発していないか、是正措置又は再発防止策が十分に機能しているか確認するとともに、必要に応じ、新たな是正措置又は再発防止策をとるものとする。

(通報者等の保護)

第14条 通報者等である職員の任命権者等は、通報・相談窓口に対し不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、通報等を行った職員に対し、通報等を行ったことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 総括通報等責任者は、被通報者が、通報者等の存在を知り得る場合には、被通報者が通報者等に対して不利益な取扱いを行うことがないよう、被通報者に対して、注意喚起をする等の措置をとるものとする。
- 3 総括通報等責任者は、通報等の対応の終了後、通報者等に対し、通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するものとする。
- 4 総括通報等責任者は、通報者等が不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、これを是正し得る者に通知し是正を求める又は公平委員会に対する不利益処分についての審査請求（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2）若しくは勤務条件に関する措置の要求（同法第46条）若しくは苦情相談制度等を利用することができる旨を伝えるなど、通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

(意見又は苦情への対応)

第15条 通報・相談窓口は、通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

- 2 前項の申出の内容が、通報等への対応に関する秘密及び個人情報の漏洩、通報等に関する調査及び是正措置の遅滞、不適切な調査の実施その他通報・相談窓口

の不適切な対応に関するものである場合には、通報・相談窓口は、速やかに苦情に係る通報・相談窓口における対応状況を確認し、必要な是正措置等をとった上で、その結果を通報者等に通知するものとする

(懲戒処分等)

第16条 任命権者等は、第5条第1項及び第2項の規定に正当な理由なく違反した職員及び第14条第1項の規定に違反した職員に対しては、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(不正の目的による通報等の禁止)

第17条 職員等は、虚偽の通報等や他人を誹謗中傷する目的の通報等その他不正の目的の通報等をしてはならない。

(法及び本訓令の周知等)

第18条 総括通報等責任者は、本町における通報等への適切な対応を推進するため、通報等への対応に関する規程類を整備するほか、職員に対する広報の実施、定期的な研修、説明会の実施その他適切な方法により、法、ガイドライン及び本要綱に基づく通報等の方法、通報等の取扱い、通報者等の保護の仕組み等について、十分に周知するものとする。

2 総括通報等責任者は、前項の事務を、総務課に行わせることができる。

3 通報・相談窓口は、通報等の方法、通報等の取扱い、通報者等の保護の仕組みについて職員等から問合せがあった場合には、教示するものとする。

(通報対応の評価及び改善)

第19条 本町における通報対応の仕組みの運用状況（以下「運用状況」という。）についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、総括通報等責任者は、運用状況に関する情報を、各年度の終了後、速やかに公表する。ただし、当該情報を公表することにより、通報に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適正な業務遂行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じる場合においては、個々の通報事案ごとに、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(他の法令等との関係)

第20条 通報等への対応手続については、他の法令（条例、規則その他の規程を含む。）に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、本要綱の定めるところによる。

第 2 1 条 本要綱は、職員等が本要綱に規定する者以外の職員に対し通報等を行う
ことを妨げるものではない。

(その他)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、通報等への対応手続きに関し必要な事項
は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別記様式（第8条関係）

通報等受付票 ☐新規 ☐追加

受付番号 _____

受付日 _____ 年 月 日

受 付			
通 報 日 時	年 月 日（電話，メール，文書，その他（ ））		
受付者情報	氏名		役職名
通報者情報	氏名		電話番号
	住所		E-mail
	被通報者との関係	☐ 同部署の職員（ ☐ 被報者の部下 ☐ その他） ☐ 他の部局の職員 ☐ 取引先（ ☐ 従業員 ☐ その他） ☐ 上記であった者／ ☐ その他（ ）	
	進捗情報の連絡希望	☐ 有 / ☐ 無	連絡事項
	説明事項（要綱第8条第2項関係） ☐ 秘密保持／ ☐ 個人情報保護／ ☐ 通報後の手続の流れ		
通 報 内 容	被通報者		
	所属又は住所		
	通報行為等の内容		
	違法行為等が（ ☐ 生じている／ ☐ 生じようとしている／ ☐ その他（ ））		
	証拠書類	☐ 有（ ）	☐ 無
	対象となる法令等		
そ の 他	特記（留意）事項		

受 理			
決 定 日	年 月 日		
取 扱 内 容	検討結果	☐ 受理 ☐ 不受理（ ☐ 情報提供）	
	（受理の場合） 標準処理期間	☐ 当該通報に関して調査又は措置を行う必要性が認められない ☐ その他（ ）	
	通知日	年 月 日	※通報者に対する受理・不受理の通知日
	通知方法	☐ 電話 ☐ メール ☐ その他（ ）	

確 認 事 項	
・ 通報者の不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他の不正の目的：	☐ 有（ ） ☐ 無
・ 通報に係る情報等の開示に関する通報者の了解の有無，範囲・対象：	☐ 有（範囲： 対象： ） ☐ 無
・ 本通報と公益通報者保護法との関係：	☐ 対象 ☐ 対象外（理由： ）
・ 通報者に対する不利益取扱い等の有無：	☐ 有（ ） ☐ 無
・ 本通報と通報等への関与者の利益相反関係の有無：	☐ 有（講じた措置等： ） ☐ 無